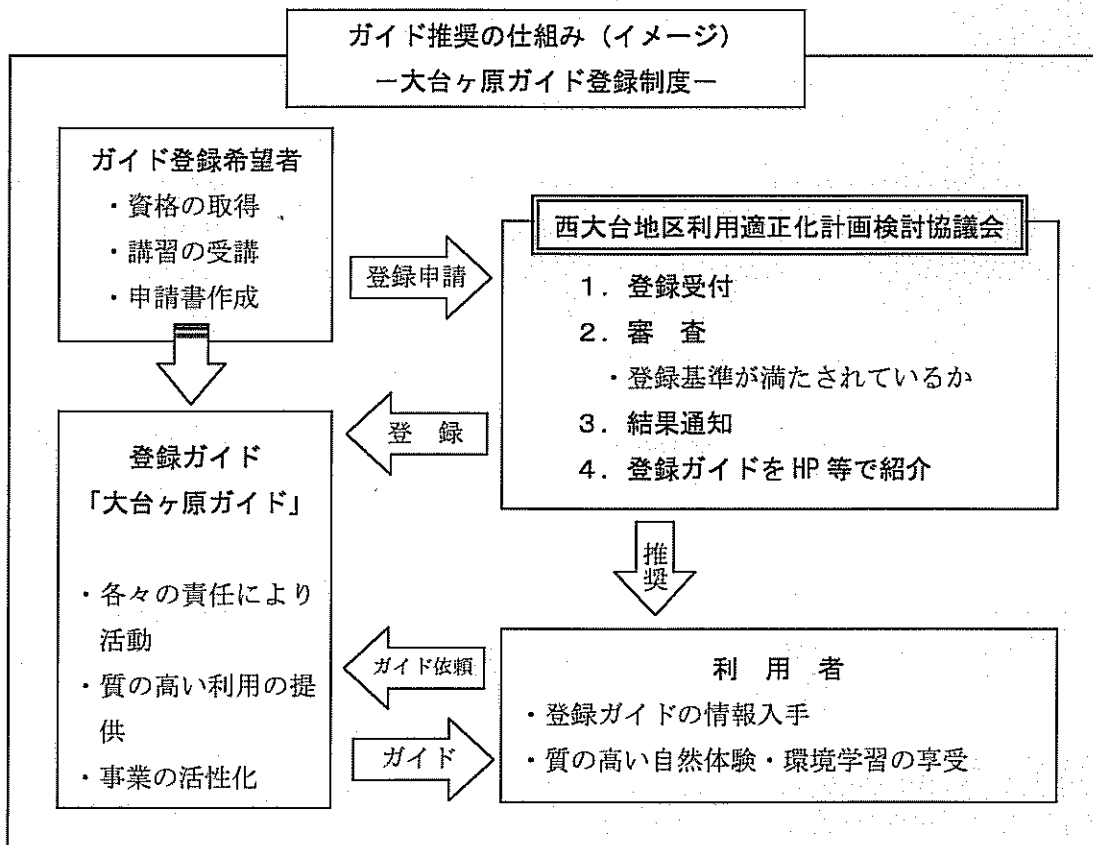


大台ヶ原におけるガイド推奨の仕組みについて

1. ガイド推奨の仕組み

- ・当面、西大台利用調整地区におけるガイド推奨の仕組みのひとつとして、ガイド登録制度の確立を目指す。
- ・ガイドの登録先は、「西大台地区利用適正化計画検討協議会（以下協議会という）」とする。
- ・ガイド登録希望者は、協議会に申請する。
- ・協議会は、登録基準（大台ヶ原で活動するガイドとして必要な一定の基準）に基づき申請を審査し、その基準を満たす者を「大台ヶ原ガイド」として登録する。また、登録ガイドをホームページ等で紹介することにより、ガイドを推奨する。
- ・利用者は、ホームページ等から情報を入手し、各ガイドに依頼する。
- ・登録ガイドは、各々の責任においてガイド活動を行い、利用者に質の高い利用を提供する。



2. ガイド登録の基準

- ・「大台ヶ原ガイド」として登録されるための基準を定める。
- ・登録基準は、大台ヶ原で活動するガイドとして必要な一定の知識や技術等に基づき定める。
- ・ガイド登録希望者は、一般的な資格・講習等の制度を活用するとともに、大台ヶ原現地で講習の受講により、基準を満たすために必要な知識等を習得する。

